

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対  
 象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

（法第72条の2第1項  
 第1号に掲げる事業  
 第3号）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
対象法人の別	被合併法人等(名称: )・当該法人	支配関係発生日	・	・

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等  〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合  (①の金額)	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合  〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額〕	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合  〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額〕	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等  ②、③又は④
		①	②	③	④	⑤
・	・	欠損金額等・災害損失金 円	円	円	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
・	・	欠損金額等・災害損失金				
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合			
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等  〔支配関係事業年度の前期の別表9の⑤〕	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額  〔⑬の金額を⑥の古いものから順次振当〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額  〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額  別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額  〔⑭の金額を⑨の古いものから順次振当〕
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・	・	欠損金額等・災害損失金 円	円	円	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
計						

支配関係事業年度の前期事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 (②の(イ)-(②の(イ)))-(②の(ロ)-(②の(ロ)))	⑪	円	制限対象金額 ⑫-⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑫		簿価純資産超過額 (②の(ロ)-(②の(ロ)))-(②の(イ)-(②の(イ)))	⑭	

支配関係事業年度の前期事業年度終了の時点における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資 産				負 債				
名称等	時 価	帳簿価額	名称等	時 価	帳簿価額	名称等	時 価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
⑮	円	円	⑰	円	円	⑲	円	円
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉒		
⑱			計	㉓		計	㉔	

第六号様式別表十三の二(用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙五十五」